

# 福岡県社保協

## Fax Mail ニュース

2020.8.21 No.84

福岡県社会保障推進協議会

電話 092-483-0431

FAX 092-483-0435

E-mail syaho@f-kenren.or.jp

### 国保の傷病手当の改善を求めて福岡県に申し入れ！

8月20日、福岡県小川知事に対し、「新型コロナウイルス感染症に関わる国民健康保険の傷病手当金の適用期間延長と対象拡大のお願い」を提出し、その場で懇談を行いました。

社保協から西村事務局長、福商連から岩下会長、吉原事務局次長の3名と、日本共産党から高瀬県議、立川県議に同席いただきました。

適用期間延長については、国が9月末としていたものを、この申し入れの直前に12月末までの延長を決めましたが、「期限は、コロナが終

息するまでとするよう国に要望を」と訴えました。県は「先日厚労省のヒアリングがあり、年度末までの延長を国に求めた」と回答。事業主を対象とすることに関しては「国保は所得のない方も多く加入しているため厳しい国保財政のなかで対象を拡大することは難しい」と回答。これに対して「厳しい財政というが、私たち個人事業主は、その収入源となる高額な保険料を支払っている。加入者間の平等の観点からも問題だ。事業主を対象とするよう県が



自治体に指導してほしい」とあらためて要望しました。また「そもそも自治体と加入者の努力で国保財政を支えるのは限界だ。国にもっと財政負担を求めるべきでは」との問いかけには「その件に関しては私たちも同意見です」と答えました。

最後に傷病手当金、国保料の減免実施状況について尋ねましたが、まだ集約をしていないとのことだったので、県として定期的に集約を行い、その効果を検証するよう要望しました。



#### ○要請事項

- 1、令和2年12月31日までとなっている傷病手当金の適用期間をコロナ感染が終息するまでとし、国の財政支援を継続するよう国に要請してください。
- 2、国の財政支援の対象外となっている個人事業主やフリーランスも財政支援の対象とし、傷病手当金を支給するよう県として自治体に要請してください。